

『雇用関連賠償責任補償特約条項』 のご案内

みなさまを取り巻く雇用リスク

パワハラ

日常的に同僚の前などで怒鳴る、侮辱するなどの**パワハラ**行為が行われたとして会社が管理責任を問われ従業員から訴えられた。

そんなつもりじゃなかったのに…
訴えてくるなんて…

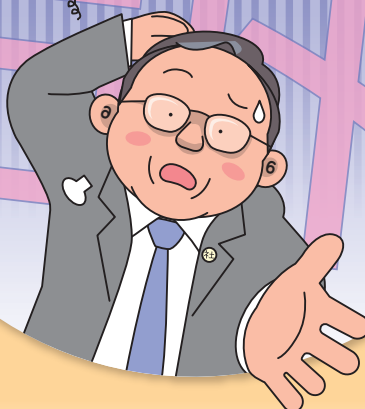
セクハラ

同僚から**性的な嫌がらせ**を受け、出勤できなくなったとして、上司と会社が管理責任を問われ損害賠償を請求された。



交通事故によるケガから回復後も、職場復帰を認めず、**不当解雇**されたとして損害賠償を請求された。

不当解雇



女性であることを理由に、極端に**低い人事評価**を受け、同期入社の者より大幅に昇進が遅れたとして、従業員から訴えられた。

不当評価

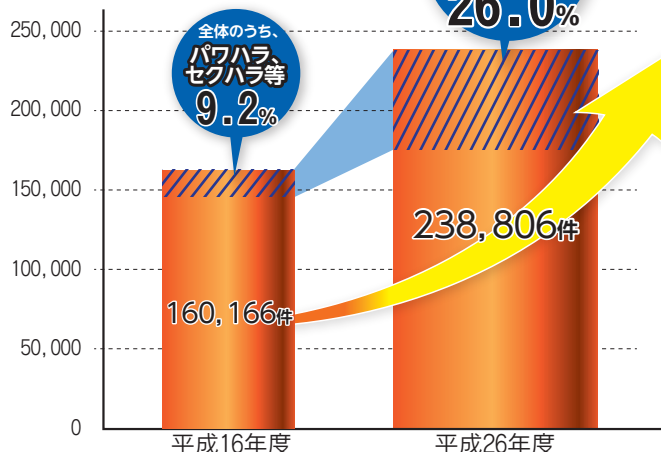
労働紛争件数の推移

平成26年度の個別労働紛争の相談件数は10年前に比べ、**約8万件増加!**
特に「**パワハラ・セクハラ等**」の相談件数は**全体の4分の1**を占めるまでに!

- …民事上の個別労働紛争の相談件数
- …そのうち「パワハラ・セクハラ等」の相談件数

出典:厚生労働省「個別労働紛争解決制度の施行状況」より

【民事上の個別労働紛争の相談件数】



こんなときの

法律上の
損害賠償金

¥

や

争訟
費用等

を補償します!

補償内容は裏面をご参照ください →



『雇用関連賠償責任補償特約条項』では 侵害行為に起因する『損害賠償金』や『争訟費用』が補償されます。

補償内容

役員、使用人または採用応募者に対するセクハラ、パワハラ、労働条件の差別的取扱い等の侵害行為により発生した次の事由に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を補償します。

- ① 役員、使用人または採用応募者の精神的苦痛、名誉またはプライバシーの侵害
- ② 使用人の雇用契約上の権利の侵害

お支払いする保険金の支払限度額	自己負担額
1,000万円、2,000万円、3,000万円 より お選びいただけます。 ※保険期間を通じてお選びいただいた支払限度額が限度となります。	10万円、30万円、50万円 より お選びいただけます。

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者によって、または被保険者の同意等に基づいて行われた犯罪行為に起因する損害賠償請求
 - 被保険者が法令違反を認識しながら行った侵害行為
 - 労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求
 - 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺に起因する損害賠償請求
 - 侵害行為を行った者に対してなされた損害賠償請求
- など



【侵害行為】

次の行為をいいます。

- ①労働者の募集、採用、配置、昇進その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと
- ②職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境を害すること
- ③職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、業務の適切な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させること

【被保険者】

補償を受けられる方をいい、この特約条項では次のいずれかに該当する方をいいます。ただし、②③の方は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。

- ①保険証券に記載の記名被保険者
- ②記名被保険者の使用人
- ③記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合その他のこの保険の詳細につきましては、労災あんしん保険パンフレットおよび普通保険約款・特約条項集をご参照いただくか、弊社代理店または弊社へお問い合わせください。また特にご注意いただきたい事項を、重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 **フリーダイヤル 0120-25-7474**
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。